

## 第4章 みどりの将来像

### 1 計画課題

三重県のみどりや都市の特性、三重県都市マスタープラン等の上位関連計画より、計画課題を整理します。

#### □ みどりの骨格をこれからも守り、次世代に継承していくことが課題

(計画課題の背景となるみどり・都市の特性、上位関連計画等)

三重県では、鈴鹿山脈や台高山脈等の山々とそこに連なる丘陵（里山）、これらを源とする河川、白砂青松の海岸を有する伊勢湾やリアス式海岸が特徴的な熊野灘等の豊かな自然が、みどりの骨格を形成しながら、私たちに憩いや潤い、彩り等をもたらして快適な生活を支え、また、多くの生物の命を支えています。

みどりの骨格をこれからも守り、次世代に継承していくことが課題となります。

(主な関連記載)：2-2 県のみどりの特性 (1) 県全体のみどりの特性[P19]

#### □ 関連法令による制度活用等によりみどりを保全していくことが課題

(計画課題の背景となるみどり・都市の特性、上位関連計画等)

三重県の近年の土地利用動向は、各圏域ともに市街地が増加し、森林や田等のみどりが減少しており、その多くは都市計画区域内において生じています。

県内の各都市（都市計画区域）は、都市計画区域内に農地や樹林地が多く分布する特徴を有しています。しかし、みどりを多く有する市街化調整区域等への都市機能の拡散や、用途地域の定められていない地域等での無秩序な市街化が進んでおり、関連法規制によって保全が担保されていないみどりが減少しています。

また、都市計画区域外では、自然公園特別保護地区や保安林等を除く地域で開発等によるみどりの減少が見られます。

現行計画策定以後も、自然公園特別保護地区や保安林、都市の施策（緑地保全地域、緑化地域等）等の法規制によるみどりの保全は十分進んでいるとは言えず、関連法令による制度活用等により、みどりを保全していくことが課題となります。

##### みどりの失われる可能性のある主な地域

- ・ 農業地域や森林地域等の位置付けのない、都市地域内の樹林地や農地
- ・ 関連法規制によって保全が担保されていない森林地域、農業地域、自然公園地域等のみどり（特に都市地域と重複している場合）
- ・ 地域森林計画対象外の私有森林

(主な関連記載)：2-2 県のみどりの特性 (2) みどりの変遷[P26]

#### □ 持続可能な都市構造を実現するため、市街地の拡大をみどりの保全により抑制することが課題

(計画課題の背景となるみどり・都市の特性、上位関連計画等)

三重県都市マスタープランでは、人口減少等の社会情勢変化を背景に、集約型で環境負荷の少ない、持続可能な都市構造の構築等を目指しており、市街地の拡大抑制に向けた着眼点の一つとして、市街地外縁等に位置するみどりの保全が課題となります。

(主な関連記載)：2-1 改定の背景 (1) 上位・関連計画[P7]

2-2 県のみどりの特性 (2) みどりの変遷[P26]

□ 環境問題への対応や、都市環境の向上、景観形成、地域の魅力向上等の観点から、市街地における身近なみどりの創出が課題

□ 歴史・文化に着目したみどりの保全・再生等による、身近なみどりの保全・創出が課題

(計画課題の背景となるみどり・都市の特性、上位・関連計画等)

市街地(用途地域)では、季節を感じるみどりや緑陰となるみどり、スポーツやレクリエーションの場となるみどり等の身近なみどりが少ない状況にあります。また、都市の課題として、市街化区域では公園を含む都市施設整備がなかなか進まないことや、用途地域の定められていない地域等における無秩序な市街化の進行等がある中、三重県都市マスタープランで示された「持続可能な地域づくり」や「美しく魅力と個性にあふれる地域づくり」に向け、環境問題への対応、都市環境の向上、景観形成、地域の魅力向上等の観点から、身近なみどりを計画的に創出していくことが課題となります。

一方、津市や松阪市、伊勢市、伊賀市等では市街地の中心部に歴史・文化を継承するみどりが残され、まちに彩りを与えています。市街地に残された歴史・文化を継承するみどりの保全や再生、歴史・文化に着目した身近なみどりの創出が重要な着眼点となります。

(主な関連記載): 2-1 改定の背景 (1) 上位・関連計画[P7]

2-2 県のみどりの特性 (2) みどりの変遷[P26]

□ みどりを活用した都市の防災・減災性の向上が課題

(計画課題の背景となるみどり・都市の特性、上位関連計画等)

三重県都市マスタープランでも示されているように、東海地震、東南海・南海地震等の大規模災害による被害が想定されていることや、風水害が懸念されていることから、災害に強いまちづくりが課題となっています。

都市の防災・減災性の向上に向け、みどりを活用していくことが課題となります。

(主な関連記載): 2-1 改定の背景 (1) 上位・関連計画[P7]

2-1 改定の背景 (3) 近年の社会情勢[P10]

□ 二酸化炭素吸収効果や生物多様性を高めるためのみどりの管理方式見直し等が課題

(計画課題の背景となるみどり・都市の特性、上位関連計画等)

二酸化炭素の削減や生物多様性の保全が地球規模の課題となっており、取組を推進していく必要があります。みどりの保全や創出とともに、二酸化炭素吸収効果や生物多様性を高めるためのみどりの管理方式見直し等も課題となります。

(主な関連記載): 2-1 改定の背景 (3) 近年の社会情勢[P10]

□ 公共が中心となって活動するとともに、民間企業やボランティア等の様々な団体等と協働し、これらを実現していくことが課題

(計画課題の背景となるみどり・都市の特性、上位関連計画等)

三重県都市マスタープランにおいて、「県民が主役の地域づくり」が都市づくりの方向性の一つとして示されている中、みどりの保全・創出・管理に対しても、公共が中心となって活動するとともに、民間企業やボランティア等の様々な団体等と協働し、これらを実現していくことが課題となります。

(主な関連記載): 2-1 改定の背景 (1) 上位・関連計画[P7]

## 2 基本理念

広域緑地計画の改定にあたり、前項で整理した計画課題とその背景となったみどりや都市の特性を踏まえ、基本理念を『みどりを守り・みどりをつくり・みどりを育み、みんなで支える美しい県土』とします。

### みどりや都市の特性

- 豊かな自然がみどりの骨格を形成し多くの生き物の命を支えている。
- 都市内に農地や樹林地が広く分布する。
- 保全の担保されていないみどりがあり、みどりは減少している。
- 市街地内には身近なみどりが少ない一方で、歴史を継承するみどりが残され、まちに彩りを与えている。

### 計画課題

- みどりの骨格をこれからも守り、次世代に継承していくことが課題。
- 関連法令による制度活用等によりみどりを保全していくことが課題。
- 持続可能な都市構造を実現するため、市街地の拡大をみどりの保全により抑制することが課題。
- 環境問題への対応や、都市環境の向上、景観形成、地域の魅力向上等の観点から、市街地における身近なみどりの創出が課題。
- 歴史・文化に着目したみどりの保全・再生等による、身近なみどりの保全・創出が課題。
- みどりを活用した都市の防災・減災性の向上が課題。
- 二酸化炭素吸収効果や生物多様性を高めるためのみどりの管理方式見直し等が課題。
- 公共が中心となって活動するとともに、民間企業やボランティア等の様々な団体等と協働し、これらを実現していくことが課題。

### 【基本理念】 みどりを守り・みどりをつくり・みどりを育み、みんなで支える美しい県土

「美しい県土」は、みどりの骨格が継承され、生活に憩いや潤いをもたらすみどり、歴史文化を演出するみどり、地球温暖化防止や生物多様性に寄与するみどり、風水害や地震被害への対応としてのみどり等によって、安全・安心で、魅力や個性にあふれた状態をイメージします。

### 3 基本方針

基本理念を踏まえ、以下の基本方針を設定します。

#### みどりを 守る

##### 県土の骨格となるみどりと市街地外縁のみどりを保全する

- ・県土全体のみどりを維持することを目指しますが、特に広域的な観点から重要となるみどりの骨格（軸となる山と海、軸と都市をつなぐ丘陵・樹林地・河川等）の保全を図ります。
- ・みどりの骨格保全は、生物多様性の保全や都市環境の維持・向上等の観点から重要です。特に都市計画区域内でみどりの減少が見られることから、都市計画区域内及び周辺のみどりが失われる可能性のある地域を明確にし、保全に向けて留意すべきみどりを明らかにします。これらのみどりの多くは樹林地や農地のため、都市計画法や都市緑地法に基づく施策に取り組みます。
- ・市街地外縁のみどりは、集約型都市構造の構築における鍵となるため、これを保全・再生することで市街地の拡大を抑制するとともに、郊外部において、田園空間と調和した景観形成や田園交流の場の形成等を図ります。

##### 地域の歴史・文化を継承するみどりの保全と再生により、個性ある身近なみどりを保全・創出する

- ・地域の歴史・文化を継承する身近なみどりは、個性ある地域らしさを演出します。地域の歴史的資源や文化的資源を尊重したみどりの保全や再生、交流の場となる空間の提供等により、個性ある身近なみどりを保全・創出します。

#### みどりを つくる

##### 市街地内の緑化を推進し、美しいまち並み景観の形成や憩いと潤いのある身近なみどりを創出する

- ・市街地における身近な都市公園等の整備や、緑陰道路の形成、多自然川づくりの推進、官公庁・文教施設の緑化、緑化協定等による民有地緑化の誘導、農地の保全・活用等を行い、健康づくりやリフレッシュの場として生活に憩いをもたらすみどり、季節感やまちの個性と魅力が感じられ生活に潤いをもたらすみどり等、身近なみどりを創出します。
- ・また、みどりの骨格と連なるみどりのネットワーク形成に配慮します。

##### 安全・安心な都市づくりに寄与するみどりを創出する

- ・大規模災害時等において避難地・避難路、救援・復旧・復興等の拠点として重要な役割を果たすみどりを創出します。
- ・みどりを活用した減災の工夫についても検討し、都市の安全性を高めていきます。

#### みどりを 育む

##### 多様な主体によるみどりの保全・創出とマネジメントによるみどりの機能向上を図る

- ・公共だけでなく企業やボランティア団体等の様々な主体の活動により、緑化の推進、みどりの管理を進めていきます。
- ・樹林地や農地等では、企業やボランティアの参画・交流による保全、また都市緑地についても、植栽樹の適正な更新や間引き・補植、剪定・整姿を行うことにより二酸化炭素吸収効果や生物多様性を向上させる、まちの景観を向上させるなど、多様な主体の参画を図り、みどりの機能を高めていきます。

#### 4 各圏域の基本方針

基本理念実現に向けた特に配慮すべきみどりの保全・創出事項について整理し、各圏域の基本方針を設定します。

##### (1) 北勢圏域

###### ア みどりの現況

- ・鈴鹿山脈や養老山地の山裾に広がる広大な伊勢平野に都市が形成され、都市の中まで入り込んだ丘陵地や平野を縦断する川のみどり等が都市のみどりの骨格を形成しています。
- ・みどりの減少が最も大きい圏域で、昭和 51 年（1976 年）から平成 18 年（2006 年）の間で緑地面積が 11,051ha 減少しています。また、人口増加率に比して市街地の拡大率が大きく、森林、田、畑・果樹園等が共に減少しています。
- ・圏域全体の緑地率は 71.8%、用途地域の緑地率は 15.4%と低くなっています。
- ・人口は減少に転じると予測されていますが、名古屋大都市圏の南西部に位置しており、開発圧力は今後も比較的大きい圏域であると考えられます。

表 4.1 北勢圏域基本情報

項目	数量	備考
圏域全体の人口	854 千人	県土整備部資料 (平成 20 年度末(2008 年度末)データ)
都市計画区域内人口	819 千人	県土整備部資料 (平成 20 年度末(2008 年度末)データ)
緑地面積・率（圏域全体）	79,963ha 71.8%	表 2.11 (P27) 昭和 51 年(1976 年)時点：91,014ha 81.7% (11,051ha のみどりが減少)
緑地率（用途地域）	15.4%	表 2.15 (P41)
都市公園の開設面積 (都市計画区域内)	716.31ha	表 2.18 (P42) (補正值)
一人当たりの都市公園面積 (都市計画区域内)	8.75 m <sup>2</sup> /人	表 2.18 (P42) (補正值)

###### イ 圏域の基本方針設定

山麓と平野の豊かな自然環境を有する圏域ですが、5 圏域の中で最も開発圧力が大きいと考えられ、災害に対する脆弱性の高まりや、地域の風土を特徴付けるみどりの減少等も危惧されます。市街地の拡大を抑制するよう、市街地内・外縁のみどりの保全が必要であり、都市環境の向上等に向けた身近なみどりの創出が望まれます。このことから、以下の基本方針を設定します。

###### 【北勢圏域の基本方針】

養老山地や鈴鹿山脈の自然環境と市街地をつなぐ、みどりのネットワーク維持・形成につとめ、都市と調和したみどりの圏域づくり

## (2) 中南勢圏域

### ア みどりの現況

- ・布引山地や高見山地等の広大な山地・森林を有しており、圏域内に6つの自然公園区域があります。都市的な土地利用は伊勢湾側の山裾に広がる伊勢平野に集中しており、櫛田川等の川のみどりや丘陵により山のみどりと結ばれています。
- ・昭和51年(1976年)から平成18年(2006年)の間に6,647haの緑が減少しています。特に、市街地の拡大による田、畑・果樹園等の減少が顕著です。
- ・圏域全体の緑地率は90.1%と高く、用途地域の緑地率は17.4%と低いですが、市街地の中心部には城址公園や街道等の歴史を継承するみどりが点在しています。
- ・伊勢湾側の都市では人口が増加傾向にあり、開発により特に市街地外縁部のみどりが減少している状況です。北勢圏域に比べれば開発圧力は小さいと考えられますが、伊勢平野における市街地の拡大は今後も懸念されます。

表 4.2 中南勢圏域基本情報

項目	数量	備考
圏域全体の人口	518 千人	県土整備部資料 (平成20年度末(2008年度末)データ)
都市計画区域内人口	423 千人	県土整備部資料 (平成20年度末(2008年度末)データ)
緑地面積・率(圏域全体)	185,818ha 90.1%	表 2.11 (P27) 昭和51年(1976年)時点: 192,465ha 93.4% (6,647haのみどりが減少)
緑地率(用途地域)	17.4%	表 2.15 (P41)
都市公園の開設面積 (都市計画区域内)	351.88ha	表 2.18 (P42) (補正值)
一人当たりの都市公園面積 (都市計画区域内)	8.32 m <sup>2</sup> /人	表 2.18 (P42) (補正值)

### イ 圏域の基本方針設定

自然豊かな山や樹林地・田園地帯・河川の自然環境等の保全が求められます。また、北勢圏域と同様に市街地の拡大抑制を優先すべき圏域であるため、市街地内・外縁のみどりの保全が必要です。さらに、市街地内のみどりが少ないことから、城址公園や街道等の資源を活用した身近なみどりの創出が望まれます。このことから、以下の基本方針を設定します。

#### 【中南勢圏域の基本方針】

布引山地や高見山地、櫛田川等の自然環境や田園地帯を生かし、歴史的な身近なみどりを核とした、自然と共生した都市を支えるみどりの圏域づくり

### (3) 伊勢志摩圏域

#### ア みどりの現況

- ・圏域の大部分が伊勢志摩国立公園に指定され、自然度の高いみどりが広がっています。北側は伊勢湾に面して平野が広がり、宮川等が縦断しています。東側、南側は山地と海が接し、リアス式海岸が特徴的な景観を形成しています。
- ・昭和51年(1976年)から平成18年(2006年)の間で2,719haのみどりが減少しており、田、畑・果樹園等の減少、荒地の増加が進んでいます。
- ・圏域全体の緑地率は89.9%、用途地域の緑地率は30.3%です。市街地の中心部には伊勢神宮の森等の大規模なみどりが存在し、歴史・文化の拠点となっています。
- ・人口減少下にあるものの、市街地の増加と田、畑・果樹園等の減少、荒地の増加が進んでいます。しかし、開発圧力は小さいと考えられ、また、特に熊野灘側は地形の制約を受けることから市街地拡大の懸念は他圏域に比べ小さいと判断できます。

表 4.3 伊勢志摩圏域基本情報

項目	数量	備考
圏域全体の人口	257 千人	県土整備部資料 (平成20年度末(2008年度末)データ)
都市計画区域内人口	207 千人	県土整備部資料 (平成20年度末(2008年度末)データ)
緑地面積・率(圏域全体)	78,477ha 89.9%	表 2.11(P27) 昭和51年(1976年)時点: 81,196ha 92.9% (2,719haのみどりが減少)
緑地率(用途地域)	30.3%	表 2.15(P41)
都市公園の開設面積 (都市計画区域内)	219.08ha	表 2.18(P42)(補正值)
一人当たりの都市公園面積 (都市計画区域内)	10.58 m <sup>2</sup> /人	表 2.18(P42)(補正值)

#### イ 圏域の基本方針設定

伊勢志摩国立公園の美しく多様な自然を保全し、伊勢神宮や街道等の歴史資源等を生かすことが重要です。また、人口減少下であり開発圧力は小さいと考えられますが、市街地の低密拡散を抑制する必要があるため、市街地内・外縁のみどりの保全が必要であり、かつ、市街地内の空閑地活用が求められます。観光地としての魅力向上に資するみどりという観点も重要です。このことから、以下の基本方針を設定します。

##### 【伊勢志摩圏域の基本方針】

伊勢志摩国立公園の風光明媚な自然環境の保護・利用を図り、癒しと潤いのある、魅力あふれる都市を支えるみどりの圏域づくり

#### (4) 伊賀圏域

##### ア みどりの現況

- ・布引山地や信楽山地等の山地に囲まれた上野（伊賀）盆地に都市が形成され、川や丘陵等のみどりが山地と都市を結んでいるとともに、まとまりのある田園風景が広がっています。また、山地、丘陵地等のみどりは、淀川水系の水源地としての役割も有しています。
- ・人口増加率が最も大きい圏域であり、昭和 51 年（1976 年）から平成 18 年（2006 年）の間に 1.3 倍に増加しています。また、市街地面積は人口増加以上に拡大しており、森林・田のみどりが減少しています。なお、畑・果樹園等は増加しています。
- ・圏域全体の緑地率は 85.4%、用途地域の緑地率は 24.8%となっており、市街地の中心部には上野城址等の歴史を継承するみどりが存在しています。
- ・人口は減少に転じていますが、名古屋と大阪の両大都市圏へのアクセス性を生かした産業集積等への取組が進められていることもあり、今後も都市のみどりが失われていく可能性を有しています。

表 4.4 伊賀圏域基本情報

項目	数量	備考
圏域全体の人口	184 千人	県土整備部資料 (平成 20 年度末(2008 年度末)データ)
都市計画区域内人口	171 千人	県土整備部資料 (平成 20 年度末(2008 年度末)データ)
緑地面積・率（圏域全体）	58,682ha 85.4%	表 2.11 (P27) 昭和 51 年(1976 年)時点：62,608ha 91.1% (3,926ha のみどりが減少)
緑地率（用途地域）	24.8%	表 2.15 (P41)
都市公園の開設面積 (都市計画区域内)	199.72ha	表 2.18 (P42) (補正值)
一人当たりの都市公園面積 (都市計画区域内)	11.68 m <sup>2</sup> /人	表 2.18 (P42) (補正值)

##### イ 圏域の基本方針設定

淀川水系の水源地ともなっている周囲の山々や、樹林地・田園地帯・河川の自然環境等の保全が求められます。また、北勢、中南勢圏域と同様に、市街地の拡大抑制を優先すべき圏域であり、市街地内・外縁のみどりの保全が必要です。畑・果樹園等が増加している地域であるとの特徴を生かし、みどりと農を生かしたにぎわいの創出が望まれる地域と考えられます。このことから、以下の基本方針を設定します。

##### 【伊賀圏域の基本方針】

圏域を包み込む山々や市街地周囲の田園、樹林地等の保全を図り、農地と市街地が調和し、交流する都市を支えるみどりの圏域づくり



## (5) 東紀州圏域

### ア みどりの現況

- ・自然度の高い樹林地や植林地が混在する紀伊山地と熊野灘に挟まれ、特徴的な自然景観を有しています。また、都市的な利用は熊野灘沿岸のわずかな平地部に限定されています。
- ・昭和 51 年（1976 年）から平成 18 年（2006 年）の間で 983ha のみどりが減少しており、田の減少が顕著です。
- ・圏域全体の緑地率は 95.9%と極めて高く、海岸線に沿って世界遺産熊野古道が指定され、また広域レクリエーション都市として都市公園の整備が進行しています。
- ・人口の減少率は県内で最大となっており、また地形の制約を受けることから市街地拡大の懸念は他圏域に比べ小さいと判断できます。

表 4.5 東紀州圏域基本情報

項目	数量	備考
圏域全体の人口	86 千人	県土整備部資料 (平成 20 年度末(2008 年度末)データ)
都市計画区域内人口	51 千人	県土整備部資料 (平成 20 年度末(2008 年度末)データ)
緑地面積・率（圏域全体）	93,884ha 95.9%	表 2.11 (P27) 昭和 51 年(1976 年)時点：94,868a 96.9% (983ha のみどりが減少)
緑地率（用途地域）	36.2%	表 2.15 (P41)
都市公園の開設面積 (都市計画区域内)	53.82ha	表 2.18 (P42) (補正值)
一人当たりの都市公園面積 (都市計画区域内)	10.55 m <sup>2</sup> /人	表 2.18 (P42) (補正值)

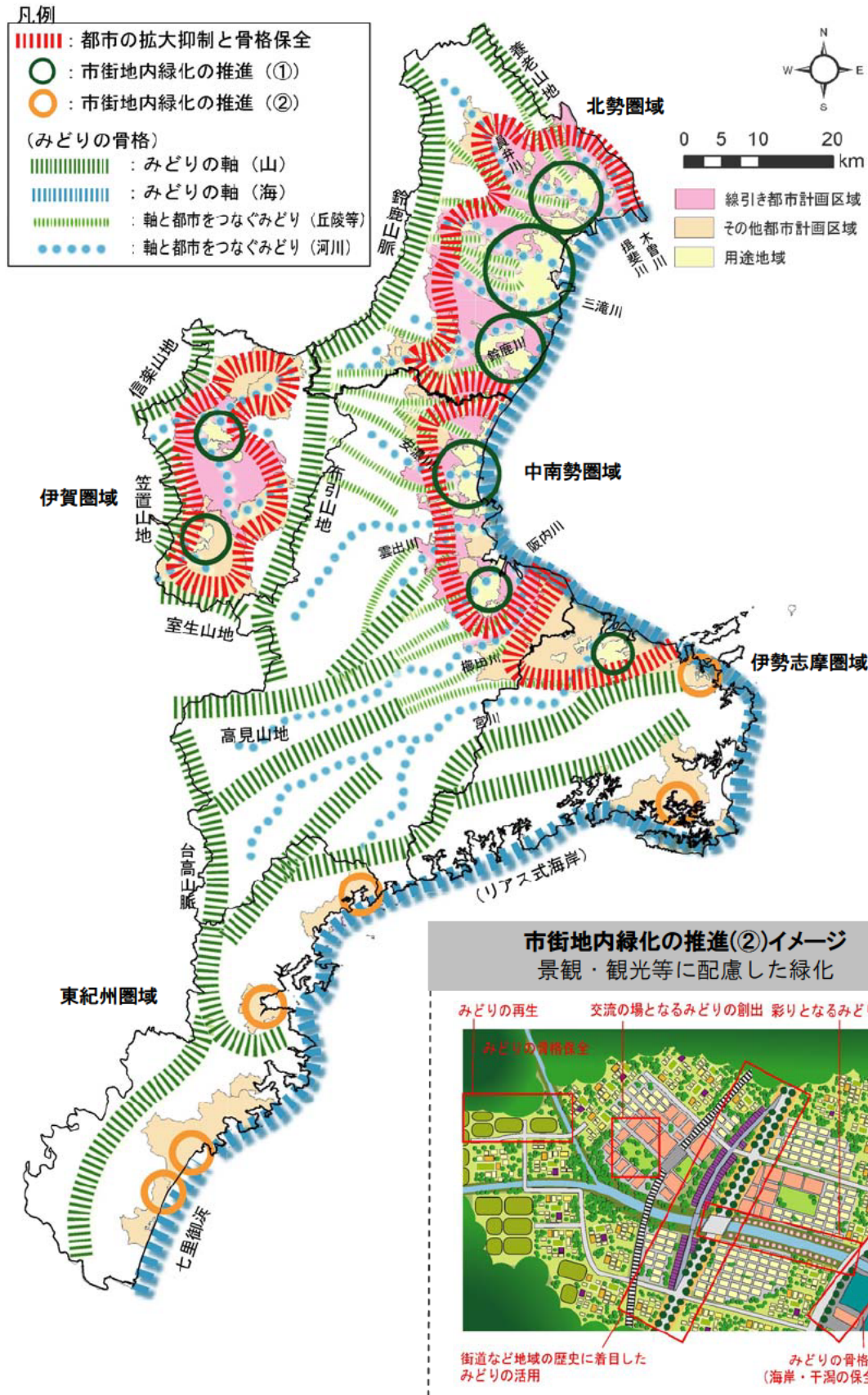
### イ 圏域の基本方針設定

紀伊山地と熊野灘に挟まれた特徴的な自然景観を保全し、居住地、観光地としての魅力向上を図りながら、広域レクリエーション都市の形成が求められると考えます。また、人口減少下において開発圧力は小さいと考えられますが、人口減少率が大きく、高齢化の進展も著しいため、中心市街地での空き地問題が生じることが懸念されます。そのため、空き地を利用して広域レクリエーション都市にふさわしい、交流の場の創出等が求められます。このことから、以下の基本方針を設定します。

#### 【東紀州圏域の基本方針】

雄大な海岸線と山地が織りなす特徴的なみどりの保全と、それを生かした広域レクリエーション都市を支えるみどりの圏域づくり

【基本理念】 みどりを守り・みどりをつくり・みどりを育み、みんなで支える美しい県土



**基本方針**

【みどりを守る】 県土の骨格となるみどりと市街地外縁のみどりを保全する

【みどりを守る、つくる】 地域の歴史・文化を継承するみどりの保全と再生により、個性ある身近なみどりを保全・創出する

【みどりをつくる】 市街地内緑化を推進し、美しいまち並み景観の形成や、憩いと潤いのある身近なみどりを創出する

【みどりをつくる】 安全・安心な都市づくりに寄与するみどりを創出する

【みどりを育む】 多様な主体によるみどりの保全・創出とマネジメントによるみどりの機能向上を図る

**各圏域の基本方針**

**北勢圏域**：「養老山地や鈴鹿山脈の自然環境と市街地をつなぐ、みどりのネットワーク維持・形成につとめ、都市と調和したみどりの圏域づくり」

**中南勢圏域**：「布引山地や高見山地、榑田川等の自然環境や田園地帯を生かし、歴史的な身近なみどりを核とした、自然と共生した都市を支えるみどりの圏域づくり」

**伊勢志摩圏域**：「伊勢志摩国立公園の風光明媚な自然環境の保護・利用を図り、癒しと潤いのある、魅力あふれる都市を支えるみどりの圏域づくり」

**伊賀圏域**：「圏域を包み込む山々や市街地周囲の田園、樹林地等の保全を図り、農地と市街地が調和し、交流する都市を支えるみどりの圏域づくり」

**東紀州圏域**：「雄大な海岸線と山地が織りなす特徴的なみどりの保全と、それを生かした広域レクリエーション都市を支えるみどりの圏域づくり」

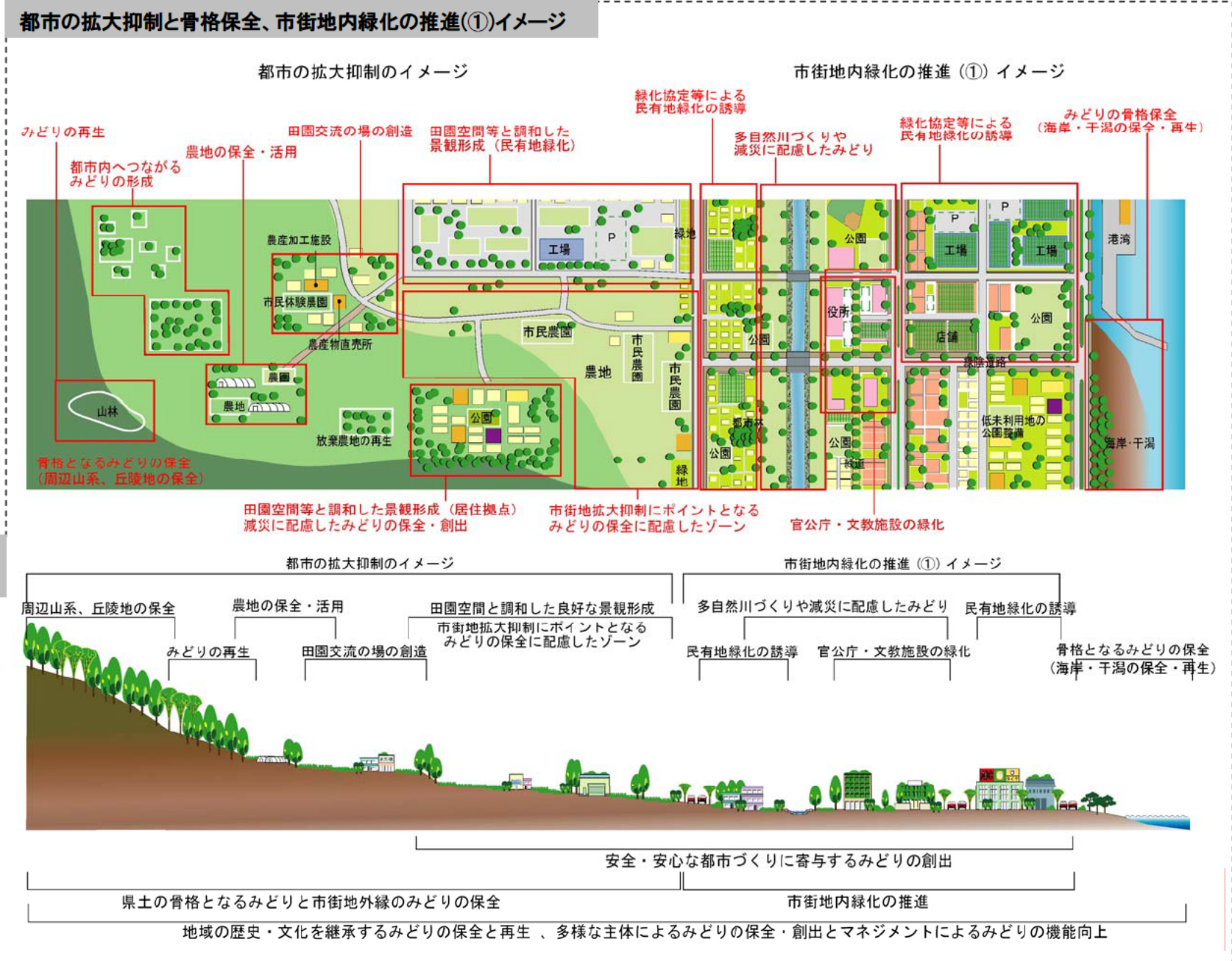


図 4.1 基本方針の展開イメージ

## 5 指標及び目標水準

各圏域の現状や国の方針、「緑の基本計画」策定時の指針としての役割等を念頭に置き、基本方針や関係施策の実行状況を確認するうえで参考となる指標を抽出し、それぞれの指標に対する目標水準を設定します。

### (1) 各指標の位置付け

#### Check1. 全体的なみどりの量

基本方針「県土の骨格となるみどりと市街地外縁のみどりを保全する」に対応する指標として『圏域全体の緑地率』を位置付け、土地利用種別からみどりの全体的な量の変遷を把握し、みどりの骨格等の保全状況をチェックします。

#### Check2. 市街地のみどりの量

基本方針「地域の歴史・文化を継承するみどりの保全と再生により、個性ある身近なみどりを保全・創出する」「市街地内の緑化を推進し、美しいまち並み景観の形成や憩いと潤いのある身近なみどりを創出する」に対応する指標として『用途地域内の緑地率』を位置付け、土地利用種別からは判断できない身近なみどりの保全・創出状況をチェックします。

#### Check3. 公園の量と配置

都市公園は、身近なみどり創出の基幹的な施設として捉えられます。『一人当たりの都市公園面積』を指標とし、『用途地域内の緑地率』とあわせて身近なみどりの状況をチェックします。

また、都市の防災性向上やバリアフリー社会の形成等の観点からは、歩いていける範囲に適切に公園・緑地が配置されていることが望まれます。市街地における公園・緑地の配置状況を確認するよう『歩いていける公園等のネットワーク率（歩いていける身近なみどりのネットワーク率）』\*を指標とし、『一人当たりの都市公園面積』とあわせて身近なみどりの状況をチェックします。

両指標は、3つの基本方針「地域の歴史・文化を継承するみどりの保全と再生により、個性ある身近なみどりを保全・創出する」「市街地内の緑化を推進し、美しいまち並み景観の形成や憩いと潤いのある身近なみどりを創出する」「安全・安心な都市づくりに寄与するみどりを創出する」に対応します。

※ 社会資本整備重点計画において使用されている指標名は『歩いていける身近なみどりのネットワーク率』ですが、指標名中の【みどり】は公園・緑地を指しています。本計画中で使用している【みどり】とは対象範囲が異なるため、混同を避けるため、『歩いていける公園等のネットワーク率』と表記します。

#### 参考. みどりを支える取組

基本方針「多様な主体によるみどりの保全・創出とマネジメントによるみどりの機能向上を図る」に関連し、多様な主体の取組の活発化や、それを通じたみどりの質的な向上に着目していくことが求められます。これを測る一つ判断材料として「緑化やみどりの保全活動に取り組む団体数」が考えられ、参考指標としました。

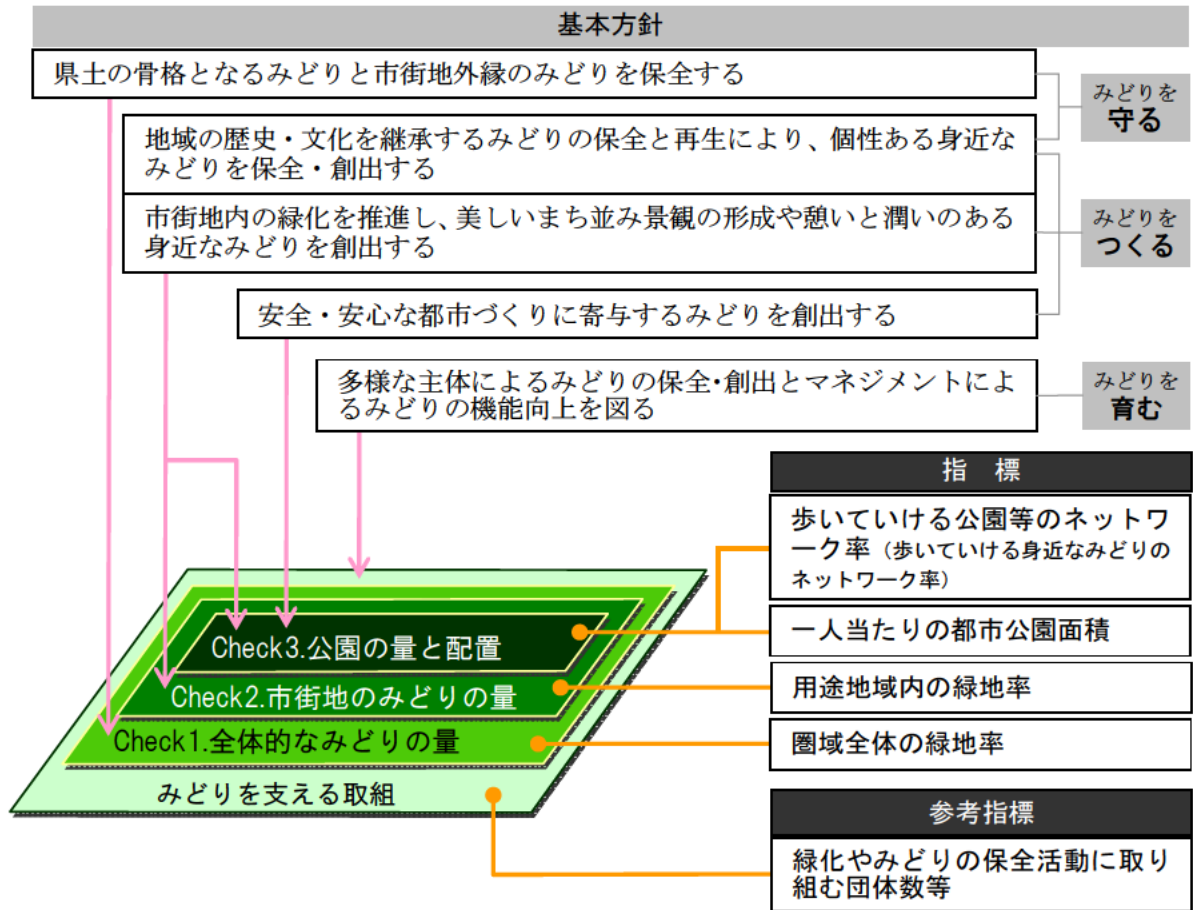


図 4.2 指標の位置付け

(2) 圏域全体の緑地率

みどりの骨格等保全を測る指標として、土地利用種別からみどりの全体的な量の変遷を把握するよう、圏域全体の緑地率を設定します。

ここでの緑地率は、国土数値情報の土地利用細分メッシュデータ（国土交通省）を用い、土地利用種別のうち、田、その他の農用地、森林、水域（海浜、河川池及び湖沼）を緑地として整理した数値です。利用するデータの特性上、小規模なみどりは数値に反映されませんが、みどりの骨格等保全を測る数値として参考にします。

県全体でみどりが失われ続けていること、人口の減少・産業構造の転換に伴い第 1 次産業就業者が減少し続けていること、人口減少下でも市街地の拡大傾向が続いていることなどを考慮し、みどりの骨格等保全及び市街地の拡大抑制の観点から、現状維持以上を目標水準とします。

表 4.6 各圏域全体の緑地率(%)の目標水準

	県全体	北勢圏域	中南勢圏域	伊勢志摩圏域	伊賀圏域	東紀州圏域
現行計画策定時 (平成 9 年度(1997 年度))	88.6 (85.2)	75.4 (69.3)	91.1 (88.1)	90.7 (88.1)	88.2 (85.2)	96.6 (94.6)
現状値 (平成 18 年度(2006 年度))	86.9 (83.9)	71.8 (66.3)	90.1 (87.6)	89.9 (87.5)	85.4 (82.8)	95.9 (93.9)
目標水準 (平成 32 年度(2020 年度))	現状維持以上					

※国土数値情報 土地利用細分メッシュデータ（国土交通省）の土地利用種別のうち、田、その他の農用地、森林、水域（海浜、河川池及び湖沼）を緑地として整理。下段の（ ）内数値は水域を除いた値。

### (3) 用途地域内の緑地率

土地利用種別からは判断できない身近なみどりの保全・創出状況を測る指標として、「2-2. 県のみどりの特性 (2) みどりの変遷」において整理した用途地域における緑地率を設定します。

「緑の政策大綱」(平成6年(1994年))や社会資本整備審議会・公園緑地小委員会(平成19年(2007年))において、良好な都市環境を維持増進していく観点から、市街地において持続性のあるみどりの割合をおおむね30%以上確保することが目標として示されており、目標水準の参考とします。

具体的には、伊勢志摩圏域及び東紀州圏域は現状値が30%を超えているため、現状維持を目標水準としますが、既往のみどりの保全、質の向上、景観形成への活用等を促進していくことが求められます。現状値が30%未満の圏域については、30%を目標水準とすることが求められますが、現状値が20%に満たない北勢圏域及び中南勢圏域においては、圏域都市の状況、市町における策定済みの「緑の基本計画」目標値等を考慮し、20%を目標水準として設定します。これら各圏域目標水準を統合すると、県全体における用途地域内の緑地率は21.9%となります。

市街地の拡大抑制と合わせ、身近な都市公園等の整備、民有地の緑化、空閑地の緑化活用、放棄農地の活用等、目標水準を目指した総合的な取組を推進していくことが重要です。

また、長期的には県全体の値として市街地のみどりが30%以上確保されるよう、取組を継続していきます。

表 4.7 用途地域における緑地率(%)の目標水準

項目		県全体	北勢圏域	中南勢圏域	伊勢志摩圏域	伊賀圏域	東紀州圏域
現況	A. 用途地域の面積 (ha)	30,811	17,917	7,230	2,965	2,627	72
	B. 緑地面積 (ha)	5,589	2,755	1,260	897	651	26
	(参考; 開放水域を除く)	(5,106)	(2,525)	(1,128)	(801)	(626)	(26)
	C. 緑地率 (%)	18.1	15.4	17.4	30.3	24.8	36.2
	(参考; 開放水域を除く)	(16.6)	(14.3)	(15.9)	(27.9)	(24.0)	(36.2)
目標水準	D. 緑地率目標水準 (%)	21.9	20.0	20.0	現状維持	30.0	現状維持
	E. 目標水準に不足する 緑地面積 (ha) A×(D-C) /100	—	824	188	—	137	—

※現況値は自然環境保全基礎調査及び都市計画基礎調査データにより計測した用途地域面積、緑地面積、緑地率。緑地面積には開放水域を含む。

#### (4) 一人当たりの都市公園面積

都市公園は、身近なみどり創出の基幹的な施設として捉えられるため、一人当たりの都市公園面積を指標とします。

目標水準としては、都市公園法施行令第1条により、都市公園の住民一人当たりの敷地面積は10㎡/人以上との標準値が示されており、県全体の現状値9.22㎡/人を10㎡/人以上にすることを目標水準として設定します。

目標水準としての圏域別の数値では、圏域内の人口や都市公園整備状況等を考慮し、数値の案分により設定していますが、「緑の基本計画」策定にあたっては、各圏域での目標値と地域の緑地分布状況等を考慮し、都市環境向上や生物多様性保全、防災性向上、観光交流促進、良好な景観形成等の視点から効率的な都市公園の整備を推進することが望まれます。その際には、市街地内の未利用地活用等を図り、各市町の市街地状況を考慮し、効果的な誘致圏域に配慮した配置計画とすることが重要です。

表 4.8 一人当たりの都市公園面積の目標水準（都市計画区域人口当たり）

		県全体	北勢圏域	中南勢圏域	伊勢志摩圏域	伊賀圏域	東紀州圏域
F 都市公園既開設面積* (平成20年(2008年) (ha))		1,540.8	716.31	351.88	219.08	199.72	53.82
		(1540.8)	(721.45)	(321.92)	(204.43)	(187.61)	(105.42)
G 都市計画区域人口 (千人)	H20年 現況	1,671	819	423	207	171	51
	H32年 推計	1,553	791	405	179	137	41
I 一人当たりの都市 公園面積(㎡/人) (F÷G)	H20年 現況	9.22	8.75	8.32	10.58	11.68	10.55
	H32年 目標	10.0	9.2	8.8	12.4	14.7	13.4
J 同上目標水準 (㎡/人) (F+K)÷H							
K 都市公園整備目標面積 (ha)		17	8	4	2	2	1

※都市公園既開設面積の数値は、国営木曾三川公園及び熊野灘臨海公園の誘致圏は圏域内だけではなく、他圏域にも及ぶことに配慮し、これらの開設面積を誘致圏内に振り分けた数字です（2章の42ページ、表2.18に示す補正值）。下段( )内数値は振り分け前の数値。

国営木曾三川公園誘致圏；中南勢・伊勢志摩・伊賀圏域を誘致圏に含む。

熊野灘臨海公園誘致圏；中南勢・伊勢志摩・伊賀圏域を誘致圏に含む。

(5) 歩いていける公園等のネットワーク率（歩いていける身近なみどりのネットワーク率）

東南海地震等への脅威が高まる中、身近な公園等は、小学校等と連携して緊急避難場所や自主防災活動拠点等の防災上の役割を担うことができ、日常の生活圏に適切に配置していくことが求められています。

また、少子高齢化社会に対応したバリアフリー社会の形成という観点からも、歩いていける身近な場所において様々な規模の公園等の整備を計画的に推進することが求められています。

したがって、都市の防災性向上やバリアフリー社会形成等の観点から、市街地における公園・緑地の配置状況を確認するよう「歩いていける公園等のネットワーク率（歩いていける身近なみどりのネットワーク率）」を指標として設定します。

三重県の目標水準としては、社会資本整備重点計画（計画期間：平成 20～24 年度(2008～2012 年度)において、中部ブロックの当該指標目標が 5 箇年で 2 ポイント増（約 58%→約 60%）となっており、この数値を参考として、現状値から 4 ポイント増と設定します。

施策の推進にあたっては、配置のみならず、地域の実状に対応した防災公園としての機能確保・強化や、誰もが安全・安心に使いやすい空間とする配慮等が重要となります。

表 4.9 歩いていける公園等のネットワーク率  
(歩いていける身近なみどりのネットワーク率)

圏域	市町	現状値(H20年、%)		目標水準
北勢圏域	桑名市	49	圏域の値 68	<ul style="list-style-type: none"> <li>・三重県</li> <li>約 64% (平成 20 年 (2008 年))</li> <li>→68% (平成 32 年 (2020 年))</li> <li>現状値から 4 ポイント増とする</li> <li>・(参考) 中部ブロック</li> <li>58% (平成 19 年(2007 年))</li> <li>→60% (平成 24 年(2012 年))</li> <li>「中部ブロックの社会資本の重点整備方針」より (平成 21 年(2009 年)8 月)</li> </ul>
	東員町	129		
	四日市市	38		
	鈴鹿市	56		
中南勢圏域	津市	80	圏域の値	
	松阪市	57	69	
伊勢志摩圏域	伊勢市	60	圏域の値	
	鳥羽市	63	62	
伊賀圏域	伊賀市	46	圏域の値	
	名張市	67	57	
東紀州圏域	データなし			

※現状値は参考値であり、「緑の基本計画」策定等にあたっては、現状値の把握が必要です。「歩いていける身近なみどりのネットワーク率」については、2 章の図 2.31 (43 ページ) を参照。

(6) 緑化やみどりの保全活動に取り組む団体数等（参考指標）

多様な主体の取組の活発化や、それを通じたみどりの質的な向上に着目していくことが求められます。これを測る一つ判断材料として「緑化やみどりの保全活動に取り組む団体数」が考えられ、参考指標としました。

具体例としては、下表の団体数を上げることができ、県、市町等による支援を推進しながら、団体数の増加や活動の活発化を図ることが考えられます。

なお、団体数の目標水準は設定しませんが、地域活動に精通する市町が策定する「緑の基本計画」においては、参画を図る施策の種類や規模に応じた目標水準の設定が考えられます。

表 4.10 緑化やみどりの保全活動に取り組む団体等

名 称	現状値	備 考
里地里山保全活動計画の認定制度 認定団体	32 団体	三重県自然環境保全条例に基づく
社団法人国土緑化推進機構 森林ボランティア登録団体	5 団体	
緑の募金交付事業 交付活動	72 件	平成 21 年度(2009 年度)実績



## 6 関係施策の推進方針

都市のみどりを保全し、また創出するためには、広域的なみどりや市街地におけるみどりの状況に応じて、みどりの保全・創出に関する施策を組み合わせる必要があります。ここでは、みどりの保全・創出に関する主要な施策について、「県土の骨格となるみどりと市街地外縁のみどりに関する施策」「市街地におけるみどりに関する施策」「みどりの管理サイクルの構築」に大別し、整理します。

また、三重県都市マスタープランにおいて示されているように、集約型都市構造の構築が都市づくりの大きな方向性となっている中、集約型都市の形成に向けて特に留意すべきみどりに係る施策を「集約型都市の形成に向けたみどりの重点施策」として位置付け、整理します。

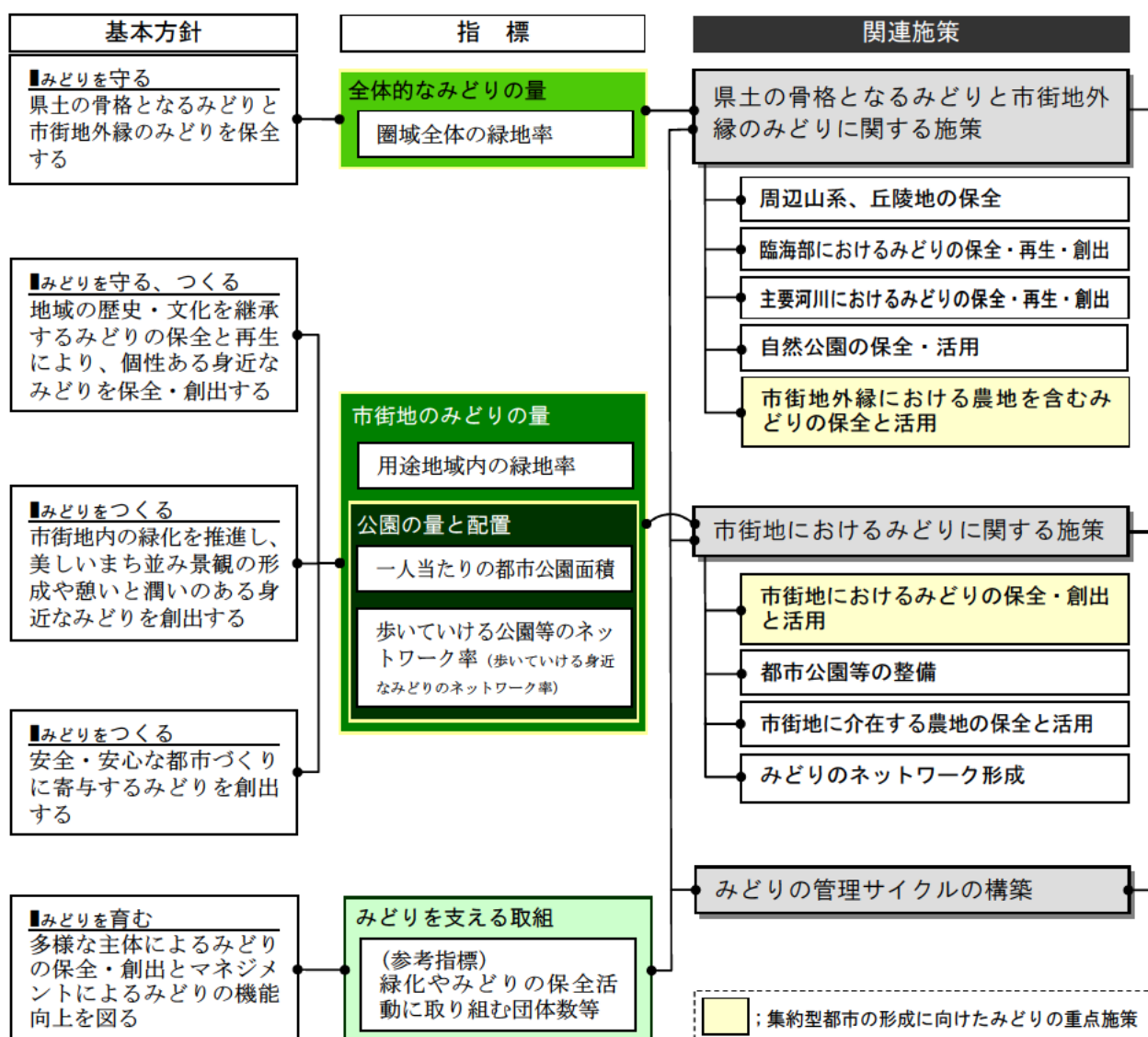


図 4.3 基本方針、指標、関係施策の関係

## (1) 県土の骨格となるみどりと市街地外縁のみどりに関する施策

### ア 周辺山系、丘陵地の保全

- ・ 周辺山系及び丘陵地に連なる樹林地は、森林法による保安林、自然公園法の自然公園地域（特別保護地区）、自然保全地域等の法的に担保されたみどりと、保安林を除く森林や都市地域に重複するなどの理由から開発により消失の可能性があるみどりに分けられます。法的に担保されたみどりは今後も引き続き保全していきます。そして、開発により消失の可能性があるみどりは、保全方策を講じることが重要となります。
- ・ 特に広域的なみどりの骨格に位置する都市計画区域内の樹林地等のみどり、また市街地外縁部に位置し、かつ今後の市街地の拡大抑制に資する樹林地等のみどりに対して、風致地区や地区計画、緑地保全地域、特別緑地保全地区、緑化地域、市民緑地、市民農園整備促進法等の活用等により、保全していくことが重要となります。



栢ヶ池（多気町）  
出典；多気町 HP

### イ 臨海部におけるみどりの保全・再生・創出

- ・ 松並木や干潟、藻場等の保全・再生を図り、郷土景観の向上を図ることが重要です。
- ・ 港湾では、埋立地等の人工地盤上の緑化推進を図り、人工地における景観形成を図ることが重要です。
- ・ 臨海部の大規模工業地周辺の緩衝緑地は、現状規模を維持するとともに、企業やNPO等との協働により、海浜地域における生物の生息・生育・繁殖の場として計画更新を実施し、自然環境や都市環境の向上を図ることが重要です。



海岸部の松林（津市御殿場）

### ウ 主要河川におけるみどりの保全・再生・創出

- ・ 多様な自然環境の保全・再生を図るとともに、必要に応じた整備の際は、多自然川づくりを基本としながら生物の生息・生育・繁殖空間に配慮した空間形成を図ることが重要です。
- ・ 堤外地では、計画流下能力を阻害しない範囲で樹木等を保全し、川沿いにおける生物の生息・生育・繁殖の場を形成することが重要です。



伊賀市 久米川での多自然川づくり  
出典；「三重の環境と森林」 HP

### エ 自然公園の保全・活用

- ・ 自然公園面積が県土の約 35%を占めている中、みどりの保全や、魅力を生かした地域づくり等の観点から、自然公園の保全・活用が重要です。5 つの県立自然公園のうち、水郷県立自然公園と奥伊勢宮川峡県立自然公園の2つでは公園計画が策定されており、自然公園の適切な整備・管理を促進します。



香肌峡県立自然公園：香肌峡  
出典；「みえの自然楽校」 HP

## オ 市街地外縁における農地を含むみどりの保全と活用

- ・ 全国的に問題となっている都市機能の拡散は、県内においても例外ではありません。このため、都市機能の拡散となる市街地の拡大を、みどりの保全により抑制する観点が必要と考えられます。集約型都市構造の構築のために、市街地外縁部の農地や樹林地の保全を推進します。
- ・ 市街地外縁部等の都市計画区域内に位置し、関連法令によって保全が担保されていない自然公園地域や森林地域等のみどりは、その指定の趣旨等を踏まえながら、都市の施策を活用し、保全・活用することが考えられます。
- ・ 農地に関しては、市街地外縁部に位置し、かつ今後の市街地の拡大抑制に資する連担した農地や、みどりのネットワークに位置する都市計画区域内の農地等について、都市緑地法運用指針における「良好な都市環境の形成を図る施策（都市環境形成施策）」に係る農地として捉え、地域の実状等を踏まえながら、田園交流の場として活用するなど、効果的に保全・活用することが重要です。
- ・ こうした市街地の拡大抑制に資するみどり等に対し、都市の施策として、風致地区や地区計画、緑地保全地域、特別緑地保全地区、市民緑地等の制度活用が考えられます。またその前段として、緑の基本計画策定・改定を行う際に、保全・活用に向けた施策を検討し、「重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区（保全配慮地区）」として定めることが考えられます。



消失が懸念されるみどりの例（津市）

## （２） 市街地におけるみどりに関する施策

### ア 市街地におけるみどりの保全・創出と活用

- ・ 全国的に問題となっている中心市街地の衰退は、県内においても例外ではありません。中心市街地の衰退に伴い増加する空地対策が重要となります。空き家や駐車場等の低未利用地の増加は、都市機能の低下に加え都市景観の劣化につながる恐れがあります。さらに、空き家の増加は火災発生の恐れが高まることも危惧されます。このような空地では、借地公園事業等を利用し、効率的に都市緑地整備の推進を図り、都市環境の維持・向上、中心市街地の魅力向上に役立てる工夫が必要です。
- ・ 歴史資源と一体となったみどりは、歴史の重みを感じさせ、良好な景観形成に寄与し、観光地としての魅力の一翼を担っています。このように観光的な観点から都市のみどりを捉え、地域の歴史・文化を感じさせるみどりの保全・緑化推進を図ることが重要です。
- ・ 土砂災害の恐れがある箇所や浸水による被害の恐れがある箇所等の災害に脆弱な地域において、樹林地、農地等の保全や、都市林、都市公園の整備等によるみどりの保全・創出を行うことにより、住宅や事業所等の土地利用を減らすなど、みどりを活用した減災の工夫も考えられます。
- ・ 都市の施策として、風致地区や地区計画、緑地保全地域、特別緑地保全地区、市民緑地等の制度活用が考えられます。特に、民有地において、緑化地域制度や緑化施設整備計画認定制度等の活用により、みどりの保全・創出を工夫することが重要です。

## イ 都市公園等の整備

- ・ 都市公園は、都市公園法施行令で示される一人当たり標準面積を着実に達成します。
- ・ 少子高齢化の社会情勢から、歩いていける身近な場所において都市公園を整備していくことが重要であり、このことは、東南海地震等への脅威が高まる中、一時避難場所の確保等、都市の防災性向上の面からも重要です。また、既存都市公園の防災機能の強化等が求められています。
- ・ 都市公園の整備は、地球温暖化防止や生物多様性保全の観点から、エコロジカル・ネットワークや風の道の形成、県土全体のみどりのネットワーク強化等の視点からの配置が重要です。
- ・ また、都市計画決定後に事業着手が進行していない都市公園について、社会情勢や都市計画決定に関する国の施策変化、地域の実状等に対応し、その機能や役割を検証したうえで必要に応じた計画見直しを行います。



四日市市 北勢中央公園  
出典；「北勢中央公園」HP

### 【防災公園整備】

復旧・復興拠点や避難地等として機能するよう、緊急車両の動線確保や、集結地、ヘリポート、発電機、貯水槽等の防災施設整備等の防災公園整備（新規・リニューアル）が推進されています。

三重県においても、東海地震、東南海・南海地震等への対策強化が必要となっており、防災公園整備の促進が重要です。



新潟県中越地震での都市公園活用状況  
(小千谷市、白山運動公園)

## ウ 市街地に介在する農地の保全と活用

- ・ 市街地に介在する農地（生産緑地を含む）は、その地域の実状等に応じ、市民農園整備促進法等により保全を図ることが重要です。特に、遊休農地を中心に進めることにより、効率的な保全を推進することが望まれます。



松阪市体験農園

出典；農を活かした町おこし・村おこし  
財団法人都市農地活用支援センター

## エ みどりのネットワークの形成

- ・ みどりは連続させることによって、大きな効果が得られることから、広域的なみどりの軸と連なるみどりのネットワークを形成することが重要です。
- ・ みどりのネットワーク形成では、広域的なみどりの軸を基軸に、丘陵地や樹林地、農地、小川、ため池等の多様なみどりを保全・活用するとともに、みどりの少ない市街地の中にも道路緑地や河川緑地、都市公園等を保全・創出してつなぎ、大きなみどりと身近なみどりのつながり、陸域と水域のつながり等、多様な環境のつながりに配慮したネットワークづくりを進めていくことが重要です。
- ・ また、みどりのネットワーク形成の質の面からは、生物多様性の観点からエコロジカル・ネットワークの形成に配慮し、生物の移動や生息・生育・繁殖を考慮したみどりの形態に配慮することが望まれます。
- ・ さらに、都市内のみどりの分布状況や市街地の状況に応じて、火災の延焼防止空間、快適な緑陰歩行空間等の機能面に着目して合理的かつ効果的なみどりのネットワーク形成を目指すことが望まれます。

### (3) みどりの管理サイクルの構築 ～低炭素時代の都市のみどり～

- ・ 都市のみどりは都市における吸収源対策であり、現存する樹林地等の都市のみどりの保全と公園緑地や街路樹、河川緑地、港湾緑地等の整備や官公庁施設等の公共施設の緑化、公的賃貸住宅地内等の緑化及び民有地の緑化等を推進し、レクリエーションや景観形成、防災、生物多様性等の役割とのバランスを図り、樹木を多く植栽して炭素固定を増やすという観点が重要です。
- ・ 植樹による緑化を行う際は、行政が公共事業の一環として行うのみならず、住民や民間企業、NPO等の幅広い協働の下に行うことが望ましく、行政等により植樹地を確保したうえで、「一人一本植樹」といった具体的な目標を設定し、協力を募ることが考えられます。また、大規模な公園緑地の整備にあたっては、自然再生や環境教育等の観点を取り入れながら、市民等の協力を募り生物に配慮した樹種による植樹を行うことも有効です。
- ・ さらに、都市緑化の推進にあたっては、公共が主体となる活動とともに、民間企業による緑化が推進されることが期待され、SEGES（社会・環境貢献緑地評価システム）等による、民間企業等による取組の評価や認定等を通じて、多様な主体による都市緑化活動を支援することも重要です。
- ・ また、市街地に植栽された樹木を管理する際は、炭素蓄積量を増加させるためには生長を阻害しないことが望ましく、緑陰道路等に位置付けられているような街路樹等では、樹形を維持するような基盤整備と管理が望まれます。比較的大規模な公園緑地等の樹林については、更新や間引き、補植等の管理・育成により、二酸化炭素吸収効果や生物多様性を高めて、維持することが望まれます。その際、発生する剪定枝や落葉等については、堆肥化やチップ化を図り、都市のみどりに還元することが望まれます。
- ・ 都市のみどりにおける植樹や管理・育成は、必要となる費用が負担となり、施策の推進を図るうえでの障害となることが多いため、施策の推進にあたっては、市民との協働や新たな財源確保等を検討することが望まれます。



NPOによる植樹活動

出典；「三重の環境と森林」HP

#### 【財源確保の事例】

- ・ 緑地の植樹や管理・育成の財源確保の方法として、緑税や協力金制度等で賄うものや、地球温暖化対策の一つとして実施されるカーボンオフセット制度を利用したものがあります。自治体がカーボンオフセット制度を活用した事例はまだ少なく、企業活動に活用されている事例が多くなっています。
- ・ また、民有地のみどりを増やす方法として、一定の緑化を条件に住宅ローンの利率割引をする事例もあります。

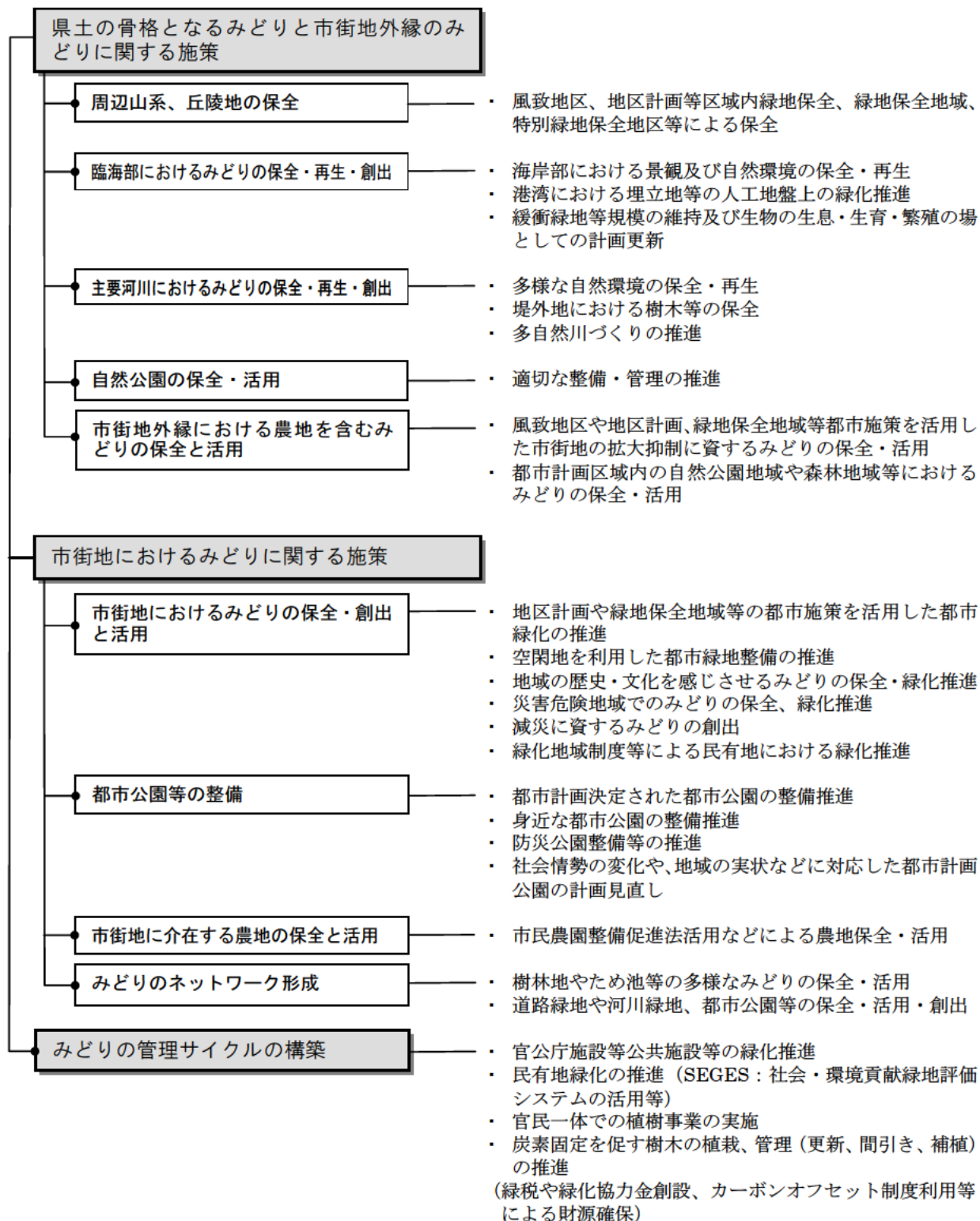


図 4.4 施策体系図

#### (4) 集約型都市の形成に向けたみどりの重点施策

人口減少・本格的な高齢社会の到来や地球環境問題の顕著化、無秩序な市街地の拡散に伴う社会基盤整備費用やその維持管理費の増大等を背景に、集約型都市構造の構築が都市づくりの大きな方向性の一つとなっています。

こうした中、これまでに整理したみどりの保全・創出等に係る施策のうち、下図に整理する2項目を集約型都市の形成に向けたみどりの重点施策として位置付け、県、市町が協働して推進することを検討していきます。

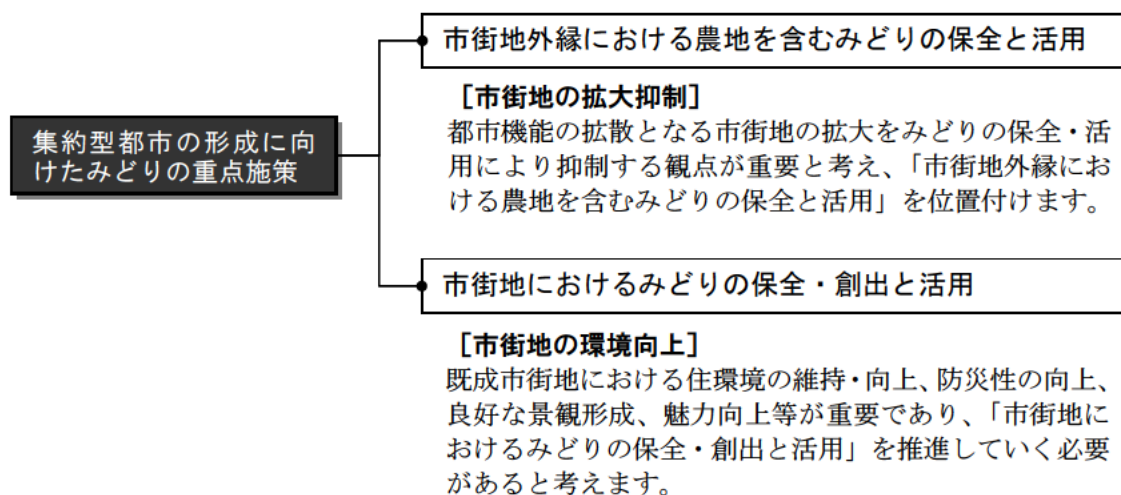


図 4.5 集約型都市の形成に向けたみどりの重点施策

#### 【保全配慮ゾーンの設定】

市街地の無秩序な拡大を抑制していく必要がある中、既成市街地の外縁部に位置し、法的な保全が担保されていないみどりの保全・活用を図っていくことが重要です。

市街地外縁部に位置し、法的な保全が担保されていない連担したみどりを、集約型都市実現に向けてポイントとなるみどりと捉え、保全配慮ゾーンとして「5 各圏域の将来像」において図示しました。

こうした市街地の拡大抑制に資するみどりに対し、都市の施策として、風致地区や地区計画、緑地保全地域、特別緑地保全地区、市民緑地等の制度を活用していくことが考えられます。また、その前段として、緑の基本計画策定・改定を行う際に、地域の実状等を踏まえたゾーンの詳細設定、及び保全・活用に向けた施策を検討し、「重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区（保全配慮地区）」として定めることも考えられます。

なお、保全配慮ゾーンには連担した農地が多く含まれます。都市緑地法運用指針における「良好な都市環境の形成を図る施策（都市環境形成施策）に係る農地」としてこれらを捉え、保全・活用に向けて取り組んでいくことが望まれます。

## 7 各主体の役割

都市のみどりを保全し、また緑化推進を図るうえで、各主体の役割の明確化が重要となります。特に、土地利用の規制誘導に係る施策展開では、関連法令に基づく施策の決定権者等の総合的な取組が重要となり、また近年では住民の環境意識の高まりとともに、身近な環境保全活動への参加機運の高まりや企業のCSR活動によるみどりの保全活動等、様々な主体による都市のみどりの保全・緑化推進への関わりの形成が図られつつあります。

ここでは、関係施策等を踏まえ、県、市町及び住民・NPO・企業等について、それぞれの役割として実施を検討することが考えられる施策等を整理します。

### (1) 県の役割

- ・ 広域緑地計画により、広域的な見地からみどりの保全・緑化の推進に係る指針を示します。また、社会情勢の変化等を踏まえ計画見直しを行うなど、適正な計画の運用を図ります。
- ・ 森林や農地に関する制度等の適切な運用や、自然公園の適正な管理等を実施し、広域的なみどりの骨格の保全を図ります。また、風致地区や地区計画の適用等の都市計画制度の活用や緑地保全地域制度の活用（緑地保全計画の策定及び緑地保全地域の指定）、特別緑地保全地区制度（10ha以上の緑地）により、都市地域内に入り込むみどりの保全を検討します。
- ・ 山のみどりの骨格軸の保全と併せ、水のみどり（海岸や港湾、河川）の保全・再生・創出により、広域的なみどりのネットワークの充実を図ります。
- ・ 広域防災の観点や広域的なレクリエーションの観点から、県営公園の活用を図ります。
- ・ まちづくりにあたり、都市内のみどりの創出に貢献します。また、国等の事業に対し、みどりの保全・緑化推進について協働し取り組みます。
- ・ 広域的なみどりの骨格保全等にあたり圏域内の市町間連携の調整を行い、効率的なみどりの保全・再生を図ります。
- ・ 住民や民間企業、NPO等によるみどりの保全・緑化活動に係る普及啓発活動の促進を図ります。
- ・ 都市のみどりの保全や緑化推進に係る財源確保に努めます。

### (2) 市町の役割

- ・ 都市においてみどりの保全・緑化の推進を効率的かつ効果的に図っていくために、緑の基本計画（緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画）を策定し、官民一体となった総合的かつ計画的な取組を図ります。また、社会情勢の変化等を踏まえ計画見直しを行うなど、適正な計画の運用を図ります。
- ・ 都市緑地法や都市公園法、市民農園整備促進法等により、都市内・外縁部の樹林地や農地等のみどりの保全や、みどりの創出を行い、集約型都市構造に向け、都市機能の拡散を抑制し、環境と調和した持続可能な都市の実現を図ります。
- ・ 中心市街地において、屋敷林や社寺林、樹林地等の身近なみどりについて、地区計画等の活用や市民緑地制度により保全を図ります。
- ・ みどりの不足している市街地等において、緑化地域制度により緑化地域の指定を行い民



有地の緑化誘導を図ります。また、緑化地域以外に重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区（緑化重点地区）を定め、緑化推進を図ります。

- ・ 市街地の空閑地対策等、地域の実状に即し、都市公園の整備を促進します。さらに、まちづくりに際しての緑化推進を図り、身近なみどりの保全・創出により、潤いのある景観形成と都市環境の向上を図ります。
- ・ 地球温暖化防止対策や生物多様性保全に配慮し、市街地における建築敷地内の緑化誘導を促進します。
- ・ 住民や民間企業、NPO 等によるみどりの保全・緑化活動に係る普及啓発活動の促進を図ります。
- ・ 都市のみどりの保全や緑化の推進に係る財源確保に努めます。

### （３） 住民、NPO、企業等の役割

- ・ 緑地協定制度により、住民等の合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結し、地域住民の協力で良好な居住環境の形成を図ります。
- ・ 市民緑地制度により、土地所有者や人工地盤・建築物等の所有者と市町が契約を締結し、緑地や緑化施設を公開し、地域に開かれた緑地形成を図ります。
- ・ 緑化施設整備計画認定制度により、緑化地域や緑化重点地区内にあつて、民間の敷地内や建築物の屋上等を緑化する計画を市町が認定することで、敷地面積の 20%以上の緑化を行い、市街地における緑化推進を図ります。
- ・ 緑地管理機構制度や三重県自然環境保全条例に基づく里地里山保全活動計画認定制度等により、NPO 等の団体がみどりの保全や緑化推進を実施し、自発的な取組を図ります。
- ・ 企業の CSR 活動により、都市のみどりの保全・緑化推進を図ります。特に地球温暖化防止対策や生物多様性保全等のグローバルな観点から、地域環境の保全活動を促進します。

8 みどりの将来像総括図

- 計画課題**
- みどりの骨格をこれからも守り、次世代に継承していくことが課題
  - 関連法令による制度活用等によりみどりを保全していくことが課題
  - 持続可能な都市構造を実現するため、市街地の拡大をみどりの保全により抑制することが課題
  - 環境問題への対応や、都市環境の向上、景観形成、地域の魅力向上等の観点から、市街地における身近なみどりの創出が課題
  - 歴史・文化に着目したみどりの保全・再生等による、身近なみどりの保全・創出が課題
  - みどりを活用した都市の防災・減災性の向上が課題
  - 二酸化炭素吸収効果や生物多様性を高めるためのみどりの管理方式見直し等が課題
  - 公共が中心となって活動するとともに、民間企業やボランティア等の様々な団体等と協働し、これらを実現していくことが課題

- 保全すべきみどりの抽出**
- ・生態系や都市環境を維持・向上するみどり（環境保全機能）
  - ・親しみ、ふれあうみどり（レクリエーション機能）
  - ・災害を防止、緩和するみどり（防災機能）
  - ・景観をつくるみどり（景観形成機能）

